

「放射性物質汚染対処特措法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案」の概要に対するの御意見についての考え方

		御意見の概要	御意見に対する考え方
1	御質問	放射性物質汚染対処特措法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣による確認を受ける際に、どのように廃棄物や排水・排ガスの放射能濃度を測定するのか。	<p>○排出される物の放射能濃度(ベクレル/kg)は、ゲルマニウム半導体検出器などの測定機器を用いて測定します。具体的な方法は、廃棄物関係ガイドライン第一部に示しています。(以下URLの1-6ページ)  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver1.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver1.pdf</a></p> <p>○排ガスの放射能濃度(ベクレル/m3)は、JIS Z8808に準拠した方法によって採取した試料について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定します。また、排水の放射能濃度(ベクレル/L)は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定します。それぞれの具体的な方法は、廃棄物関係ガイドライン第五部に示しています。(以下URLの5-20, 5-30ページ)  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf</a></p>
2	確認の方法関係	放射性物質による汚染の程度にかかわらず、廃棄物処理施設では、廃棄物や排水・排ガスの放射能濃度の測定等のモニタリングは実施すべきである。また、その測定結果は情報公開すべきである。	<p>○放射性物質汚染対処特措法に基づき、対策地域内廃棄物や指定廃棄物(放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超えるもの)や、その他事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものとして定められた廃棄物(特定一般廃棄物・特定産業廃棄物)を受け入れる廃棄物処理施設等については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物処理施設として引き続き排ガス・排水等の放射能濃度のモニタリングの義務が課されます。これら以外の処理施設については、維持管理基準に基づきモニタリングをしなくとも、処理に伴い発生する排ガス・排水等について、基準に定められた濃度限度等を満たせることが確認され、安全性が確保されたものについて、モニタリングの義務の対象外としています。</p> <p>○廃棄物処理施設のモニタリング結果についての情報公開については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>

3		<p>環境大臣による確認にあたっては、処理施設から生ずる廃棄物だけではなく、再生材となるもの（有価物）の放射能濃度も測定すべきである。</p>	<p>○環境大臣の確認の対象となる特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設は、廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設、焼成施設、汚泥の脱水施設です。</p> <p>○上記の施設における、放射性物質汚染対処特措法に基づく維持管理基準の適用の可否を判断するための環境大臣の確認にあたっては、上記の廃棄物処理施設から排出される廃棄物、排ガス及び排水の放射能濃度が一定の基準以下であることを確認することとしており、仮に施設から排出される物が有価物のみの場合であっても排ガス、排水の放射能濃度は確認されることから、確認の要件については、廃棄物、排水及び排ガスで充分であると考えます。</p>
4		<p>環境大臣による確認にあたっては、セシウムだけでなく、プルトニウムやストロンチウムといった他の核種についても評価すべきではないか。</p>	<p>○「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考えられる。」とされています。このことを踏まえ、今般の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、放射性セシウムを支配的な核種として対応しています。</p> <p>○なお、環境省が行った焼却灰についての調査では、セシウムが高濃度であったとしても、プルトニウムや放射性ストロンチウムは検出されないか、されても検出下限値をわずかに超える値で、事故前の土壌中濃度の範囲内となっています。</p>
5	要件の内容	<p>本パブリックコメントの報道発表資料に、「安全性の確保を前提に、廃棄物処理施設の維持管理の合理化を図るため、維持管理基準の免除ができる施設の範囲を拡大する」とあるが、具体的にどのように安全性を確保するのか。</p>	<p>○維持管理基準が適用される施設から除外されるためには、廃棄物処理施設の維持管理基準よりも厳しい要件を満たす必要があります。その要件は、維持管理基準に基づきモニタリングを行わなくとも、基準に定められた濃度限度等を満たせることが確認され、安全性が確保されるように定めています。</p> <p>○この考え方は、災害廃棄物安全評価検討会での専門家による議論の結果に基づき定めたもので、具体的には、第14回災害廃棄物安全評価検討会資料7を御参照ください。(以下URLの16～23ページ)</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikihyouka_kentokai/14-mat_3.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikihyouka_kentokai/14-mat_3.pdf</a></p>

6		<p>本パブリックコメント資料の2. の「要件」の(1)に、「事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第14条に規定する基準に適合しない物が生ずるおそれの少ない廃棄物の処理施設であること」とあるが、廃棄物の放射能濃度は、100ベクレル/kg以下でないと安全とは言えない。</p>	<p>○放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条に規定する基準に適合しない物とは、8,000ベクレル/kgを超える物のことを指します。8,000ベクレル/kgという基準は、廃棄物の処理・処分において、最も被ばくと想定される人（廃棄物の埋立処分などに従事する作業員が年間1000時間作業した場合）でも、その年間被ばく線量が、一般公衆の線量限度である1ミリシーベルト以下になり、かつ、埋立終了後に適切な管理を行うことにより処分場の周辺にお住まいの方が受ける年間放射線量が0.01ミリシーベルト/年以下になるように設定された数値であり、埋立処分される廃棄物の安全基準として十分なものと考えています。</p> <p>○なお、100ベクレル/kgという基準は、放射性物質により汚染された廃棄物を再利用した製品などによる年間被ばく線量が0.01ミリシーベルト/年以下になるように設定された数値であり、埋立処分される廃棄物にそのまま適用するものではないと考えます。</p>
7	変動の懸念	<p>焼却施設の環境大臣の確認にあたっては、季節によって放射能濃度が変動する可能性も考慮して、慎重に対応すべきである。</p>	
8		<p>環境大臣による確認を受けた後に、当該廃棄物処理施設において処理する廃棄物が増えれば、排出される廃棄物や排ガス・排水の放射能濃度が変化するのではないか。</p>	
9	緩和の弊害	<p>環境大臣による確認を受けた廃棄物処理施設では、廃棄物の放射能濃度が測定されないこととなるため、当該施設から排出される廃棄物が適切に管理されずに、放射性物質の拡散につながるのではないか。</p>	<p>○個別の施設についての確認に当たっては、免除を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設における廃棄物の処理方法に大幅な変更が生じる場合や、当該施設において処理をする、又はしようとする廃棄物の種類又はその性状に大幅な変更が生じる場合においては、環境大臣は、当該免除を撤回することができることとしています。</p>
10		<p>環境大臣による確認を受けた廃棄物処理施設は、廃棄物や排水・排ガスの放射能濃度を測定する義務がなくなり、汚染状況が明らかにならなくなるため、当該施設が汚染された廃棄物を無制限に受け入れてしまうことにならないか。</p>	

11		環境大臣による確認を受けた廃棄物処理施設には、警戒区域で生じた廃棄物も運び込まれることになるのではないか。	<p>○警戒区域において生ずる廃棄物のうち、対策地域内廃棄物に該当するものは国が処理し、対策地域内廃棄物に該当しないもののうち、8,000ベクレル/kgを超えるものは指定廃棄物として国が処理を行います。</p> <p>○また、確認を受けた施設であっても、免除を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設における廃棄物の処理方法に大幅な変更が生じる場合や、当該施設において処理をする、又はしようとする廃棄物の種類又はその性状に大幅な変更が生じる場合においては、免除を撤回することができることとしています。</p>
12	時期や知見の問題	環境大臣の確認の対象となる廃棄物処理施設の範囲を拡大するには、環境省の調査や知見はまだ不十分ではないか。また、改正の根拠としている調査や知見は、どのように情報公開しているのか。	<p>○今回の告示改正により、環境大臣による確認の対象施設に追加される汚泥の脱水施設については、第12回災害廃棄物安全評価検討会資料9においてモニタリング結果をお示ししています。この資料にある汚泥の脱水施設の排水のデータによれば、その汚染度は極めて低い値で安定していることが明らかになっています。(以下URLの2~5ページ)</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikihyouka_kentokai/12-mat_3.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikihyouka_kentokai/12-mat_3.pdf</a></p>
13		汚泥の脱水施設は、脱水により汚泥の放射能濃度が濃縮されて特に危険であるので、規制を緩和すべきでない。	<p>○本パブリックコメントの確認要件は、維持管理基準に基づきモニタリングをしなくとも、処理に伴い発生する排ガス・排水等について、基準に定められた濃度限度等を満たせることが確認され、安全性が確保されるように定めています。</p> <p>○これまでに実施した汚泥の脱水施設についてのモニタリング結果において、その排水の汚染度は極めて低い値で安定していることが明らかになっており、具体的には、第12回災害廃棄物安全評価検討会資料9においてお示ししています。</p> <p>○なお、環境大臣による確認に当たっては、排水・排ガスの放射性物質の濃度に加え、廃棄物の放射能濃度も確認することとしており、汚泥の脱水処理施設においては、脱水汚泥の放射能濃度も確認されます。</p>
14	その他	パブリックコメントの対象である告示案の概要資料について、関連条文や対象施設などが分かりにくい。	○御指摘については、今後の業務の参考とさせていただき、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

15	その他	放射性物質により汚染された廃棄物の焼却処理に反対である。	<p>○御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、有識者から構成される災害廃棄物安全評価検討会において、安全な処理方法等について技術的な検討が行われており、排ガス処理設備としてバグフィルター等の設置された施設であれば、安全に焼却処理を行うことが可能であるとの結論を得ています。さらに、環境省の調査において、バグフィルター等が設置されている施設では、排ガス中の放射性セシウムが十分に除去され、放射性物質汚染対処特措法施行規則において定められている排ガス中の放射性物質の濃度限度を十分に下回るという結果が得られております。</p> <p>○災害廃棄物の迅速な処理や除染の迅速な実施のためにも、安全性を確保しつつ、既存の処理体制・施設等を技術的に可能な範囲で活用し、汚染濃度の低い廃棄物の処理を進めていくことが重要と考えます。</p>
16	その他	広域処理に反対である。放射性物質により汚染された廃棄物は、地元で処理すべきである。	<p>○御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。</p>